

平成30年4月から

“移住者向け”支援制度

を新設します！



①空き家リフォーム等工事費助成金

対象：空き家バンクに登録された市内空き家等を購入し、秩父市に住民票を移した方。

助成：リフォーム工事に要した金額の1/2の額で、

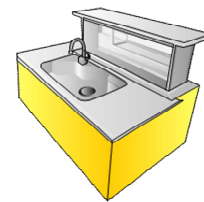
最大50万円（工事費用が30万円以上であること）

※夫婦のどちらかが40歳未満の場合10万円加算。

※18歳未満の子ども1人につき10万円加算。

※5年以上秩父市へ住む意思があること。

※市内事業者で施工すること。



②移住者向け賃貸住宅リフォーム等工事費助成金

対象：秩父市内に空き家を所有している方で、空き家バンクに登録し、秩父圏域外の移住者向けにその物件を賃貸借する意思のある方。

助成：リフォーム工事に要した金額の1/2の額で、最大50万円

（工事費用が30万円以上であること）

※市内事業者で施工すること。



③軽自動車購入費助成金

対象：秩父市に住民票を移し、新たに生活用・通勤用の軽自動車を購入する方。

（車体価格が20万円以上であること）

助成：車体価格の1/2の額で、最大30万円

※新車・中古車は問わない。

※同一世帯に自動車の所有がない場合に限る。

※5年以上秩父市へ住む意思があること。

※市内販売店で購入すること。



※①～③いずれの制度も、事前に申請が必要です。

【お問合せ先・ご相談は】 秩父市移住相談センター

〒368-0046 埼玉県秩父市宮側町1-7 地場産センター4階

TEL/FAX：0494-26-7946 Mail：ccbiju@bz04.plala.or.jp

